

○移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）

第三節 乗合バス車両

（適用範囲）

第三十六条 乗合バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

（乗降口）

第三十七条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、八十センチメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

（床面）

第三十八条 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

（車椅子スペース）

第三十九条 乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六 車椅子スペースである旨が表示されていること。

七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

（優先席）

第三十九条の二 乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

（通路）

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

（運行情報提供設備等）

第四十一条 乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

（意思疎通を図るための設備）

第四十二条 乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

(基準の適用除外)

第四十三条 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した乗合バス車両については、第三十七条から前条まで（第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該乗合バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。

3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 車名及び型式
- 三 車台番号
- 四 使用の本拠の位置
- 五 認定により適用を除外する規定
- 六 認定を必要とする理由

4 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定の取消しを求める申請があったとき。
- 二 第二項の規定による条件に違反したとき。

○移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成19年2月1日付け中運技保第342号）

第3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

基準適用除外の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。

(1) 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車（自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。）

(2) 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車

なお、空港等アクセスバスのうち、空港を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車（以下「空港アクセスバス」という。）に係る基準適用除外の認定の申請を行う場合（高速バス又は定期観光バスとして基準適用除外の認定を受けている場合において、新たに空港アクセスバスとして基準適用除外の認定を受ける場合を含む。）においては、別途「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いについて」（以下「空港アクセスバス認定取扱い」という。）の要件を満たすことが必要になる場合があるので、申請に当たって留意されたい。

(3) 幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車

(4) 車両総重量5 t 以下であって乗車定員が23人以下の自動車

(5) 平成12年11月14日までに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車